

報酬自動支払制度 わたしの体験記

いずみ会計事務所(東京・千代田区)

所長 浦田泉 税理士



開業前から便利さに注目 未収防止&業務効率化を実現

— 独立開業する前から報酬自動支払制度の利用を考えていたそうですね。

はい。勤務時代にお世話になった所長が、顧問料の管理にとっても苦労されていて、その姿をずっと見てきました。とくに、所長は多くの職員を抱えていたので、賞与の時期などに入金が遅れた時は、本当に大変そうでした。その事務所では、一部の顧問先については担当者が訪問して現金集金を行っていましたが、本来の業務もありますので、かなり負担でした。

— 具体的に、どういった負担がありましたか？

たとえば、月次訪問に合わせて顧問料を集金しているお客様から、「今日は持ち合わせがないから、来週にしてくれないか」といわれたことがあります。その場合、顧問料を集金するためだけに、再び訪問しなければなりません。また、集金日が重なる場合は、多くの現金を持ち歩くことになりま

ので、気持ちが重かったことを覚えていてます。

— 多額の現金を持ち歩くのは、ちょっと怖いんですね。

多くの女性職員が同じように感じていると思います。女性職員には集金をさせない事務所もありますが、女性職員が担当先の集金をしなければ、別の男性職員が集金のみを行うことになる。結果として、二度手間になってしまう恐れがあるわけです。事務所業務にもスピードが求められる時代に、こうしたロスは大変な痛手といえます。

— 報酬自動支払制度を実際に利用してみて、どんな変化がありましたか？

一番大きいのは、集金の手間がなくなったことです。顧問料の管理もスムーズで、未収金の防止にも効果があります。定期的に入金がありますので、資金計画が立てやすく、事務所の資金繰り管理ツールとして役立っています。

— 顧問先の反応はいかがですか？

事務所のルールとして、原則、現金回収はしないことにしています。新規のお客様には、顧問契約時に口座振替について説明しています。電気・ガス・水道など、日常生活において口座振替は当たり前のように浸透していますので、お客様から断られることはほとんどありません。ほかの事務所から移ってきたお客様からは、「現金の用意や振込み手続きなどの手間が省けて、とても便利です」といわれます。

— 「関与先への振替案内」のオプションも利用されていますね。

はい。顧問先のところに「振替のお知らせ」が振替日前に郵送さ

れますので、お客様の間でも「金額などが事前に確認できるので安心」と好評です。また、請求書や領収書を発行する手間も省けますので、わたし自身も助かっています。請求書や領収書の発行作業は、意外と時間がかかるものです。個人事務所の場合、休日などに請求書を作成している所長もいますが、その部分を効率化できるのは、忙しい所長にとって大きな魅力だと思います。ですから、友人の税理士が開業した場合には、「顧問料の自動振替は便利だから絶対に使ったほうがいいよ！」と勧めるようにしています。

報酬自動支払制度のお問い合わせ、資料請求は
株日税ビジネスサービス ☎0120-155-551

ホームページもご覧ください。
<http://www.nichizei.com/nbs/hs/>

報酬自動支払制度 検索

税務スクランブル ～審判所の視点～

会社の経理担当者による横領が発覚。顧問税理士は自主的に修正申告を行ったが、国税当局は過少申告加算税の処分を下した。果たして、その理由とは…。

修正申告は自主的か否か… 過少申告加算税の適用めぐる争い

請求人Aは、不動産賃貸業などを営んでいた。平成20年5月、Aの妻で取締役のBは、顧問税理士から平成20年2月期の確定申告書の控えや決算書類を受け取り、元帳などを見直していた。すると、Aの福利厚生費に目が留まる。「どうしてこんなに高いのかしら…」。不審に思ったBは、経理担当者Cを問い詰めたところ、Cの横領が発覚した。

Aの指示を受け、Bはすぐに顧問税理士に連絡する。顧問税理士は、「数年分の修正申告が必要かもしれない」と予感し、横領に関する資料を集めるように指示した。その後、Cの横領額が1330万円に及ぶことが判明。平成20年6月、Bは顧問税理士に横領に関する資料を提出し、修正申告書の作成を依頼した。ただ、その時期、顧問税理

士は比較的規模の大きい法人8社の申告書作成に忙殺され、しかも7月以降は税務調査の立会いが連発。また、Cの横領は手が込んでおり、横領の時期も4期にわたることから、修正申告書の作成に時間がかかった。そんな時、偶然にもAの会社に税務調査の予告が入り、平成20年10月1日から調査を受けることになった。

帳簿調査の開始前、顧問税理士は調査官に横領の事実を説明。関連資料の写しを手渡し、「横領の全容を解明するには相当の日数がかかります。解明作業については自分に任せてもらいたい」と申し出た。調査官は了承し、帳簿調査の過程で証拠資料が確認できないものは横領資料の写しと照合して一部を確認するにとどめた。

その後、顧問税理士は平成21年1月16日に修正申告書を提出。しかし、当局は同年5月、横領行為のうち隠ぺい・仮装に当たると認定したものは加重算税、それ以外のものに過少申告加算税の処分を下した。Aはこれを不服として審査請求を行った。

修正申告を意識したのは 税務調査の前か後か…

争点となるのは、国税通則法第65条第5項だ。修正申告書の提出が、「その申告に係る国税の調査があったことで、当該国税について更正があるべきことを予知してされたものではない」場合、過少申告加算税は適用しないとされている。では、

関与税理士は修正申告書を「自主的に提出したのか、それとも税務調査で更正を予知したために行ったのか」。

審判所は、①Aは横領の事実を把握し、すぐにBを通じて顧問税理士に報告。平成20年6月には横領資料を顧問税理士に提出し、修正申告書の作成を依頼するなど、申告が不適正であることを納税者本人が発見している。②顧問税理士はほかの業務に忙殺され、しかも横領が多数の勘定科目に及び、横領の時期も4期にわたっているため、事実確認や修正申告書の作成に時間を要したが、調査初日には調査官が帳簿調査を開始する前に、横領資料の写しを交付して事実関係を説明。調査官から解明作業を顧問税理士が行うことで了承を得ている。④調査官は、調査開始前に横領につながるような資料を保有しておらず、帳簿調査でも一部を確認するだけで、その全容は確認していない。

こうした事実を踏まえ、審判所は「修正申告書は自主的に提出された」として、当局の処分を取り消す判断を下した。